

< 一般委託 >

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

猿島公園植物管理業務(一般委託)仕様書

猿島公園植物管理業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「業務仕様書」参照
2	履行期間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市猿島1
4	業務内容	別紙「業務仕様書」参照
5	特記事項	この契約で示した内訳単価以外を使用する場合には、別途協議により決定する。
6	関係法規	なし
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)入札参加申請時点で「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用しており、履行期間を通じて当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は2回払い(12月・3月の末締め)で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評価	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和3年4月改正の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	環境政策部公園管理課 担当 福田 航大

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

## 内 訳 表

猿島公園植物管理業務

(税抜き)

公園種別	種 別	規 格	単 位	予定数量	上限単価	契約単価	
一般公園	基本剪定	幹周 30 ~ 59 cm	本	5	8,500		
	軽剪定	幹周 30 ~ 59 cm	本	5	5,800		
	刈込物手入れ	高さ1.5m未満	m <sup>2</sup>	1,088	500		
	笹伐採		m <sup>2</sup>	20	1,500		
	竹伐採		本	10	850		
	除草	人力除草		m <sup>2</sup>	50	350	
		人力抜取 ・カヤ等の除根		m <sup>2</sup>	10	600	
機械除草(肩掛け式)			m <sup>2</sup>	1,800	120		
急傾斜地	枝落とし 吊るし切	胸高直径10 ~ 30 cm未満	本	10	24,000		
	伐倒	胸高直径10 ~ 30 cm未満	本	5	25,200		
	笹伐採		m <sup>2</sup>	10	1,800		
	竹伐採		本	40	1,200		
	ツタ・つる 除伐		m <sup>2</sup>	30	300		
その他	渡航費	三笠 ~ 猿島航路	人	25	1,400		

契約単価欄は、契約者が記入する。

契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

予定数量に契約単価を乗じた金額(税抜)の総額を入札金額とすること。

## 業 務 仕 様 書

1. 業務目的            本業務は、公園内の樹木等を常に良好な状態に維持出来るようにするため、樹木剪定・除草等の年間植物管理を施行するものである。
2. 施行場所            施行場所は、猿島公園（横須賀市猿島1、管理面積12,955㎡）とする。
3. 履行期間            令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
4. 一般事項
  - (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。

特に、市民要望等の緊急に要する業務内容は原則として、監督員からの指示後、早急に作業に着手すること。
  - (2) 業務実施に当たっては、年間植物管理業務であることを理解し、事前に業務履行に偏りが無い、平準化した業務計画を施行計画書として作成・提出し、業務の適正な履行に最大限努めること。又事前に作業月ごとの工程表を提出し、監督員の承諾を得ること。
  - (3) 植物管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
  - (4) 業務作業時には、公園利用者の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に監督員に報告すること。

なお、公園内の施設にも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたす恐れのない様、十分注意して万全の策を講ずること。
  - (5) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
  - (6) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、小運搬、清掃等が含まれている。
  - (7) 樹木管理時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
  - (8) 業務における発生材の処分場所は指定された場所へ運搬すること。

なお、指定された場所までの運搬費は含まれている。
  - (9) 渡航費は猿島航路乗船券の半券で精算とする。
  - (10) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。

## 5. 業務仕様

### (1) 樹木管理

剪定時期については、各樹木の適期に施行することとし、事前に監督員の承認を得ること。

高木剪定は、基本剪定と軽剪定とし、その方法は次の通りとする。

ア. 基本剪定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季剪定に適用する。

密生した枝や不必要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする。

なお、特に監督員より指示がない場合には、切詰め、切返し、枝おろし剪定等で大きく縮小する縮小剪定を行うこととする。

イ. 軽剪定は、樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用する。

切詰め、枝すかし(枝抜き)などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする。

ウ. 高木剪定の基本剪定は、常緑樹の幹周(30~59cm)を基準とし、軽剪定は、常緑樹の幹周(30~59cm)を基準とする。

樹種や幹周の異なる場合は別紙「換算表」により精算すること。

エ. 太い枝を剪定した時には、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布すること。

刈込物手入については、樹冠を縮小させる事を目的とし、刈込み鉋及び剪定機により作業を行うこと。

なお、防犯上の配慮として、寄植え植栽によって園内に死角を作らないようにするため、全体としてまとまりのある形状で見通しを良くする様な刈込み作業を行うこと。

さらに、公園施設に面している植栽の刈込み作業に当っては、鋭利な切断面が生じない様に切戻しなどの適切な作業を行うこと。

監督員の指示により、仕上げ高を決定すること。

なお、樹高1.5m未満を基準とし、樹高の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。

笹・竹伐採は地際で行うものとし、切り口は危険が無いように適切な処理をすること。

笹・竹の区別は生物学上の区別ではなく、伐採にかかる手間で区別しており、笹とはスズタケ程度、竹とはマダケ程度を想定している。

### (2) 除草

除草については、主に機械草刈を適用すること。

なお、機械草刈が出来ない場合には、人力草刈とする。

平地での作業は、繁茂している雑草を地際より丁寧な刈取ること。

法面での作業は、表土の崩落を防ぐため、地際より多少残して刈取ること。

作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、発生材等ゴミが無いようにすること。

(3) 急傾斜地樹林管理

枝落とし・伐倒については、都市林等の急傾斜地内で作業を行う場合に適用し、吊るし切り作業により枝・幹を安全に降下させること。

なお、胸高直径(10~30cm)を基準とし、幹周の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。

除伐・つる切りは幹周10cm未満の実生木やつる性植物などをチェーンソー、なた等を使用して除伐すること。

なお、フェンスや樹木等に巻きついていたり、枝が垂れ下がっているつる性植物も除去すること。

6. 出来形管理(公園別)

(1) 業務箇所図について

業務範囲及び業務内容が明確になるように図示すること。

(2) 業務集計表について

業務内容ごとに集計をすること。

なお、高木剪定・刈込物手入・枝落とし・伐倒については、換算表に対応するように集計すること。

なお、業務量を把握するために必要な根拠資料も監督員と協議の上、提出すること。

(3) 写真管理について

状況写真(施行前・後)等の撮影頻度は、原則として下表により撮影すること。

業務単位	撮影頻度
本数	作業量の10% + 1枚
面積・延長	作業量の0.2%

7. その他

(1) 環境配慮推進の取組みについて

本市では、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむ横須賀の実現を目指し、横須賀市環境マネジメントシステムを構築し、全ての事務・事業における環境配慮の推進に取り組んでおりますので、貴社におかれましても、このシステムの趣旨をご理解のうえ、環境保全活動への、ご協力をお願いいたします。

(2) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の瑕疵事項については、受託者の負担により処理すること。

(3) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

# 換算表

## 1.高木剪定

### 基本剪定

幹周30cm～59cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

幹周	換算値
30cm未満	0.52本
30～59cm	基準値
60～89cm	1.8本
90～119cm	4.0本
120～149cm	6.1本
150～179cm	10.0本
180～209cm	14.1本
210～239cm	21.7本
240～269cm	26.8本
270～299cm	40.0本

### 軽剪定

幹周30cm～59cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

幹周	換算値
30cm未満	0.41本
30～59cm	基準値
60～89cm	1.5本
90～119cm	3.1本
120～149cm	5.8本
150～179cm	9.3本
180～209cm	12.9本

## 2.刈込物手入れ

樹高1.5m未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

樹高	換算値
1.5m未満	基準値
1.5～2.5m未満	1.9m <sup>2</sup>
2.5m以上	3.0m <sup>2</sup>

## 3.生垣手入れ（両面）

樹高1.5m未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

樹高	換算値
1.5m未満	基準値
1.5～2.5m未満	1.7m
2.5m以上	4.0m

#### 4.伐倒

幹周30cm～59cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

幹 周	換 算 値
30cm未満	0.26本
30～59cm	基準値
60～89cm	2.4本
90～119cm	5.0本
120～149cm	9.7本
150～179cm	20.9本
180～209cm	37.6本

#### 5.急傾斜地

##### 枝落とし

胸高直径10cm～30cm未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

直 径	換 算 値
10cm未満	0.29本
10～30cm未満	基準値
30～50cm未満	2.0本
50～70cm未満	5.3本
70～90cm未満	11.8本

##### 伐倒

胸高直径10cm～30cm未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

直 径	換 算 値
10cm未満	0.43本
10～30cm未満	基準値
30～50cm未満	2.5本
50～70cm未満	6.5本
70～90cm未満	17.2本